

(令和5年3月9日提出)

令和5年2月議会定例会議案
(令和5年度分追加)

新 潟 市

令和5年2月議会定例会議案（令和5年度分追加）

目 次

議案第30号 新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準
に関する条例及び新潟市認定こども園の認定要件等に関する条例の一部改
正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

**新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する
条例及び新潟市認定こども園の認定要件等に関する条例の一部改正について**

新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例
及び新潟市認定こども園の認定要件等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制
定するものとする。

令和 5 年 3 月 9 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する
条例及び新潟市認定こども園の認定要件等に関する条例の一部を改正する条例**

(新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条
例の一部改正)

第 1 条 新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関す
る条例（平成 26 年新潟市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項中「第 11 条、第 12 条」を「第 11 条から第 13 条まで」に改め、
同項の表第 12 条の項の次に次のように加える。

第 13 条第 1 項	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育（満 3 歳未 満の園児については、その保 育。以下同じ。）
	及び	並びに

第 14 条第 1 項の表第 21 条第 1 項の項中「（満 3 歳未満の園児については、その保
育。以下同じ。）」を削る。

第 14 条第 2 項を次のように改める。

2 児童福祉施設基準条例第 10 条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備
について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて

設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条第1項中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第2項中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と、「保育所の設備及び職員については、」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、」と読み替えるものとする。

附則第8条中「前2条の規定」を「前3条の規定」に改め、「又は市長」を「、市長」に、「認める者をもって代える場合」を「認める者又は看護師等をもって代える場合」に、「並びに市長」を「、市長」に、「認める者の総数」を「認める者並びに看護師等の総数」に改め、同条を附則第9条とする。

附則第7条の次に次の1条を加える。

第8条 第5条第3項の表備考1に定める者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第5条第3項の表備考1に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

2 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

(新潟市認定こども園の認定要件等に関する条例の一部改正)

第2条 新潟市認定こども園の認定要件等に関する条例（平成30年新潟市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1号を加える。

(3) 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の10各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。

附則第4項中「附則第7項」を「附則第8項」に改める。

附則第7項の表に次のように加える。

附則第7項	第5条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等
-------	-----------------------------------	------

附則中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 第5条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子ども数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。